国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書を次のように定める。

(令和4年3月25日文部科学大臣認可)

### 国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書

国立大学法人旭川医科大学業務方法書(平成16年5月24日文部科学大臣認可)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改 正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 īF. 案 現 行 (目的) (目的) 第1条 この業務方法書は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。 以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通

則法(平成11年法律第103号)第28条第1項の規定に基づき、国立 大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第11条に規定 する事項を定めることにより、国立大学法人旭川医科大学(以下「本 学」という。)における業務の適正な遂行に資することを目的とす る。

## 第2条~第8条(略)

(中期計画の策定に関する事項)

第9条 本学は、中期計画について、役員会、経営協議会及び教育研 究評議会の関与その他の中期計画の策定の過程を整備するものと する。

(中期計画に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する 事項)

第10条 本学は、中期計画の進捗管理及び中期計画に基づき実施する

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。 以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通 則法(平成11年法律第103号)第28条第1項の規定に基づき、国立 大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第8条に規定 する事項を定めることにより、国立大学法人旭川医科大学(以下「本 学」という。) における業務の適正な遂行に資することを目的とす る。

# 第2条~第8条(略)

(中期計画等の策定に関する事項)

第9条 本学は、中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。) について、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の関与その他の 中期計画等の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画等に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関す る事項)

第10条 本学は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施

業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的に実施することとし、役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法人法第31条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

- 2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施 を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものと する。また、評価活動を通じ、本学の業務執行が、必要とされる業 務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。
- 3 本学は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。その中において、評価活動の結果を予算の配分に活用する仕組みの構築を行うものとする。
  - (リスク評価と対応に関する事項)

#### 第11~第20条 (略)

- 第21条 本学は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。
  - (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
  - (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
  - (3) 監事の重要な会議への出席
  - (4) 監事及び会計監査人の連携
  - (5) 監事及び内部監査担当部署との連携
  - (6) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
  - (7) 監事による法人法第11条<u>第7項</u>及び<u>第9項</u>に基づく法人(及び子 法人)の財産の状況の調査権限
  - (8) 監事による法人法第11条<u>第8項</u>に規定する文部科学省令で定め る書類の調査

第22条~第25条(略)

する業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的に実施することとし、役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法人法第31条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

- 2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施 を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものと する。また、評価活動を通じ、本学の業務執行が、必要とされる業 務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。
- 3 本学は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。その中において、評価活動の結果を予算の配分に活用する仕組みの構築を行うものとする。
  - (リスク評価と対応に関する事項)

## 第11~第20条(略)

- 第21条 本学は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。
  - (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
  - (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
  - (3) 監事の重要な会議への出席
  - (4) 監事及び会計監査人の連携
  - (5) 監事及び内部監査担当部署との連携
  - (6) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
  - (7) 監事による法人法第11条<u>第5項</u>及び<u>第7項</u>に基づく法人(及び子 法人)の財産の状況の調査権限
  - (8) 監事による法人法第11条<u>第6項</u>に規定する文部科学省令で定める書類の調査

第22条~第25条(略)

(業務の委託)

第26条 本学は、法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び<u>第10号</u>に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。

第27条~第32条(略)

<u>附 則</u>

この業務方法書は、令和4年4月1日から施行する。

# 【改正理由】

国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正に伴い、所要の改 正を行うものである。 (業務の委託)

第26条 本学は、法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び<u>第8号</u>に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。

第27条~第32条(略)